

宛先：
ドイツ特許商標庁
80297 ミュンヘン

ドイツ特許商標庁

(1) 住所には通りの
名前、番地、
私書箱もあれば
記載する

ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します。

特許願

1

ファックス まず次の番号に送付願います

出願番号（ドイツ特許商標庁が付与する番号）

本様式は
PCT 手続には
使用されない
裏面参照

(2) 出願人/代理人の整理番号(最大半角 20 文字) 出願人/代理人の電話番号

日付

(3) (1)欄の宛先は次に該当します。

該当あれば、包括委任状番号

出願人 送達代理人 代理人

(4) (1)欄と相違が
ある場合に限り
記入すること

出願人（名前及び連絡先住所 - 私書箱は記入しない - ）

代理人（名前及び連絡先住所）

会社の場合に
限り商業登記簿
登録番号を記入

出願人は、商業登記簿登録番号第 号で 区裁判所に登録されています。

(5) 出願人番号

代理人番号

送付用住所番号

ABT

ERF

(6) 発明の名称

出願人の提案する IPC

裏面も参照
IPC 案は分かる
範囲で必ず記入
すること

(7) その他請求

原出願（又は原特許）の出願番号

裏面の説明及び
費用に関する
注意を参照

- 本願は次に示す特許出願（特許）の追加出願です →
 審査請求 - 公報送付と共に出願書類の審査を行います（特許法第 44 条）
 調査請求 - 審査を行わずに公開された文献のみ送付（同第 43 条）
 特許権付与の決定の停止 期間：_____カ月（同第 49 条第 2 項）
（出願日又は優先日から 15 カ月以内）

(8) 申請

原出願の出願番号

- 本願は次に示す特許出願の分割出願/分離出願です →
 ライセンス付与を希望します（必須ではない）
 後に国外での出願を検討しています（必須ではない）

(9)

- 国内優先権（先の出願の優先日、出願番号）
 国外優先権（先の出願の優先日、国、出願番号。さらに国外の先の出願の全文の写しを添付すること）

裏面も参照

(10) 手数料の納付 金額：_____ユーロ

説明及び費用に
関する注意は
裏面参照

- 自動引落依頼 振替（受理証の
書式（A9507）を添付済 受取後）

出願手数料が願書の提出から 3 カ月以内に行われない場合には、本願は取り下げられたものとみなされるので注意すること。

(11) 添付書類

6. _____図面の枚数

添付書類 3-6 は
それぞれ 3 部

1. _____代理人の委任状 7. _____先の出願の写し（単数又は複数）
2. _____発明者の名称の表示（P2792） 8. _____引用した非特許文献
3. _____要約書 9. _____データ記憶媒体の件数

裏面も参照

4. _____頁の明細書本文（あれば図面の図_____を添付）
5. _____頁の請求項（あれば符号一覧を添付）

- 特許法施行規則第 11 条第 2 項に規
定の配列表
 特許法施行規則第 6 条第 1 項、第 2
文に規定の大量の出願書類

(12) 署名（単数又は複数）

(13) 署名を行う者の役職

以下に記載を行うのは出願書類受理課に限る。

本特許出願はミシン目を入れる形で表示された日付又はファックスで受領した場合には受信機で表示した日付にドイツ特許商標庁に提出されたものとする。本特許出願には上記の出願番号が与えられた。この出願番号は全ての送付書類に表示するものとする。手数料の納付の際には、出願番号を完全な形で書き留め、さらに使用目的を手数料番号（裏面欄(10)を参照）の形で書き留めること。

- 自動引落依頼の場合：書式 A9507 又はその写しを 4.2.1 課 - 料金納付取扱課 - に送付している。
 上記の書類が全て提出されている。
 上記の書類のうち、次に示すものが揃っていない。
上記の情報は、提出した書類がどの程度形式及び内容面で出願書類の要件を満たしているかという点に関する発言とは全く関係がない。

出願人は、願書の控
裏面の注意事項を
確認すること。

受理証

ドイツ特許商標庁

(1) 住所には通りの名前、番地、私書箱もあれば記載する

本様式は PCT 手続には使用されない裏面参照

ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します。

特許願

1

ファックス まず次の番号に送付願います

出願番号(ドイツ特許商標庁が付与する番号)

(2) 出願人/代理人の整理番号(最大半角 20 文字) 出願人/代理人の電話番号

日付

(3) (1)欄の宛先は次に該当します。 該当あれば、包括委任状番号

出願人 送達代理人 代理人

(4) (1)欄と相違がある場合に限り記入すること

出願人(名前及び連絡先住所 - 私書箱は記入しない -) 代理人(名前及び連絡先住所)

会社の場合に限り商業登記簿登録番号を記入

出願人は、商業登記簿登録番号第 号で 区裁判所に登録されています。

(5) 分かる範囲で

出願人番号

代理人番号

送付用住所番号

ABT

ERF

(6) 発明の名称

出願人の提案する IPC

裏面も参照 IPC 案は分かる範囲で必ず記入すること

(7) その他請求

原出願(又は原特許)の出願番号

裏面の説明及び費用に関する注意を参照

- 本願は次に示す特許出願(特許)の追加出願です →
- 審査請求 - 公報送付と共に 出願書類の審査を行います(特許法第 44 条)
- 調査請求 - 審査を行わずに公開された文献のみ送付(同第 43 条)
- 特許権付与の決定の停止 期間: _____ ヵ月(同第 49 条第 2 項)
(出願日又は優先日から 15 ヵ月以内)

(8) 申請

原出願の出願番号

- 本願は次に示す特許出願の分割出願/分離出願です →
- ライセンス付与を希望します(必須ではない)
- 後に国外での出願を検討しています(必須ではない)

(9)

- 国内優先権(先の出願の優先日、出願番号)
- 国外優先権(先の出願の優先日、国、出願番号。さらに国外の先の出願の全文の写しを添付すること)

裏面も参照

(10) 説明及び費用に関する注意は裏面参照

手数料の納付 金額: _____ ユーロ

- 自動引落依頼 振替(受理証の書式(A9507)を添付済 受取後)

出願手数料が願書の提出から 3 ヶ月以内に行われない場合には、本願は取り下げられたものとみなされるので注意すること。

添付書類

(11) 添付書類 3-6 はそれぞれ 3 部

- 1. _____ 代理人の委任状
- 2. _____ 発明者の名称の表示(P2792)
- 3. _____ 要約書
(あれば図面の図 _____ を添付)
- 4. _____ 頁の明細書本文
(あれば符号一覧を添付)
- 5. _____ 頁の請求項 _____ 請求項数
- 6. _____ 図面の枚数
- 7. _____ 先の出願の写し(単数又は複数)
- 8. _____ 引用した非特許文献
- 9. _____ データ記憶媒体の件数
 特許法施行規則第 11 条第 2 項に規定の配列表
 特許法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 文に規定の大量の出願書類
- 10. _____

(12) 署名(単数又は複数)

(13) 署名を行う者の役職

裏面も参照

以下に記載を行うのは出願書類受理課に限る。

本特許出願はミシン目を入れる形で表示された日付又はファックスで受領した場合には受信機で表示した日付にドイツ特許商標庁に提出されたものとする。本特許出願には上記の出願番号が与えられた。この出願番号は全ての送付書類に表示するものとする。手数料の納付の場合には、出願番号を完全な形で書き留め、さらに使用目的を手数料番号(裏面欄(10)を参照)の形で書き留めること。

- 自動引落依頼の場合: 書式 A9507 又はその写しを 4.2.1 課 - 料金納付取扱課 - に送付している。
 - 上記の書類が全て提出されている。
 - 上記の書類のうち、次に示すものが揃っていない。
- 上記の情報は、提出した書類がどの程度形式及び内容面で出願書類の要件を満たしているかという点に関する発言とは全く関係がない。

(印章)

出願人は、願書の控裏面の注意事項を確認すること。

ドイツ特許商標庁

80297 ミュンヘン

電話：(089) 2195-0

ファックス：(089) 2195-22 21

電話情報サービス：(089) 2195-34 02

ウェブサイト：<http://www.dpma.de>

手数料受取人

ヴァイデン連邦国庫

ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00)

銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700

IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54

- イェーナ支庁 -

07738 イェーナ

電話：(0 36 41) 40-54

ファックス：(0 36 41) 40-56 90

電話情報サービス：(0 36 41) 40-55 55

- ベルリン技術情報センター -

10958 ベルリン

電話：(0 30) 25 992-0

ファックス：(0 30) 25 992-404

電話情報サービス：(0 30) 25 992-220

本願書の記入上の注意の詳細は**特許出願人の注意書** (P2791) に掲げた。

(1) 欄に関する説明

この書式を PCT 出願の国内段階への移行には使用しないこと。PCT 出願のドイツ国内段階への移行には、様式 P 2009 を使用すること。PCT 出願に関する注意事項は、PCT 出願の注意書 (PCT/DPMA/200) に掲げた。

(6) 欄及び(9) 欄に関する説明

欄が足りない場合には、別紙 (2 部) を使用すること。

(7) 欄に関する説明

審査請求が出願書類の提出から 7 年間という法定の期間内に提出されない、又は同じ期間内に審査請求料が納付されていない場合には、本願は取り下げられたものとみなされる。

調査請求は審査請求とは独立して行われる。

調査請求を受けてドイツ特許商標庁は出願書類の発明の主題の特許性の判断において考慮されるべき公開されている文献を調査する。

審査請求を受けてドイツ特許商標庁は出願書類の発明の主題の特許性の判断において考慮されるべき公開されている文献を調査し、かつ出願書類の特許性を審査する。

審査請求と調査請求を同時に提出する必要はない。

(10) 欄に関する説明

自動引落依頼には書式 A9507 を使用すること。

費用に関する注意

各時点で有効な手数料と費用は、費用に関する注意書 A9510 から知ることができる。

出願手数料

電子出願の場合50.00 ユーロ (手数料番号 311 000)

紙媒体での出願の場合60.00 ユーロ (手数料番号 311 100)

調査請求手数料250.00 ユーロ (手数料番号 311 200)

審査請求手数料350.00 ユーロ (手数料番号 311 400)

調査請求が先になされている場合の審査請求手数料150.00 ユーロ (手数料番号 311 300)

納付に際しては、使用目的を**手数料番号** (上記参照) の形で記載し、また分かる範囲で、**出願番号を完全な形で** 呈示すること。不正確又は不完全な記載は、処理の遅れの原因となる。

出願手数料又は調査請求手数料が願書又は当該請求の提出から 3 ヶ月以内に納付されない場合には、出願又は当該請求は取り下げられたものとみなされる。審査請求は、審査請求手数料が納付されてはじめて処理される。受理証以外には手数料納付の証拠はまったく送付されないので注意されたい。

(11) 欄に関する説明

審査請求又は調査請求の提出の際には、出願人本人が提示した文献 (特許文献以外のもの) を提出することが求められる。

重要な注意事項：

図面

出願書類で図面への参照指示が行われているにもかかわらずかかる出願書類に図面が全く添付されていない場合には、ドイツ特許商標庁が出願人に対して連絡を取り、この連絡の発送から 1 ヶ月以内に図面を送付するか又は図面への参照指示を全て実際には行われなかったものとみなしてよいとする旨の届出を行うことを請求する。(かかる請求に従い) 図面が後から送付された場合には、かかる図面がドイツ特許商標庁に後から提出された日を出願日とする。さもなくば全ての図面への参照指示が、実際には行われなかったものとみなされる。

外国語による出願

特許出願は、ドイツ語以外の言語でも提出することが可能である。しかしながら、出願の受理から 3 ヶ月以内に、紙媒体の形で作成されたドイツ語の翻訳文を提出する義務がある (電子媒体の形態は認められていない)。翻訳文は弁理士又は弁護士による認証を受けているか、又は公的に任命された翻訳者が作成することが求められている。公的に任命された翻訳者の署名は、公証人による認証を受けることが求められている。さらに公証人は、この翻訳者が公的に任命された者であることを証明することが求められている。

翻訳文が期限内に提出されなかった場合には、出願は実際には行われなかったとみなされる。